

平成25年 5月27日

羽幌町長 舟橋 泰博 様

羽幌町情報公開・個人情報保護審査会
会長 後 藤 英 文

民生委員への個人情報の提供について（答申）

平成25年5月10日付け羽福祉号にて羽幌町個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき諮問された、民生委員児童委員に対する個人情報の提供について、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

町内に居住する者の氏名、住所、生年月日、性別、世帯主、続柄に関する個人情報における65歳以上の名簿及びその他民生委員児童委員の職務に必要な範囲での名簿の情報提供については、公益上の必要性及びその他の相当の理由があり、当審査会としては妥当であると判断する。

ただし、次のとおり附帯意見を附する。

- (1) 民生委員には民生委員法第15条の規定により守秘義務が課されていることから、実施機関が提供した個人情報の取扱いには十分に配慮し、その管理方法や複製の禁止、個人情報紛失時の対応方法など、個人情報の取扱いに関するガイドラインを作成し、適切な管理体制を検討すること。
- (2) 個人情報について、民生委員児童委員活動以外の用途に使用しないこと。
- (3) 個人情報の取扱いに関し、住民から疑念をもたれるような行為は厳に慎むこと。

2 審査会の判断理由

民生委員児童委員は、住民の相談に応じ、助言などの援助をするとともに、福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、日頃から関係機関と情報を共有することが求められている。しかし、近年の高齢化や核家族化により、高齢単身世帯等が増加傾向にあることやプライバシー意識の高まりから、潜在的な要支援世帯等の把握が困難となっている。このことから、これからの地域福祉を考える上で、民生委員児童委員の担う役割は大きく、実施機関が提供しようとする個人情報は、委員の重要な基礎データとなり、これにより各担当地域内の実情の把握や支援等、速やかな対応が図られるなど地域住民に対し、適切に相談・援助を行える体制を整えておくことができるものとする。

また、全国的に国や都道府県から民生委員児童委員への活動支援及び必要な情報提供が求められていることから、民生委員児童委員への個人情報の提供は公益上必要なものとして判断する。